

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

羽生市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、羽生市におけるゼロカーボンシティの実現に向けた持続可能な社会構築の推進に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現並びに地域課題の解決による地域の魅力及び質の向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- (1) 省エネ推進に向けた取組に関すること。
- (2) 市内エネルギーの地産地消、面的エリアのエネルギー・マネジメント等の推進に関すること。
- (3) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーへの転換に関すること。
- (4) 災害時のレジリエンスの強化に関すること。
- (5) 緑と水の豊かな自然と歴史・文化・伝統を生かしたまちづくりに関すること。
- (6) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促す取組に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、脱炭素化に向けた取組の推進に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に規定する事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙のいずれかから何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の情報を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、前条に規定する期間を経過した後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年2月13日

甲：埼玉県羽生市
羽生市長

乙：東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社長

河田晃明

足立浩一